

事務連絡
平成 30 年 3 月 2 日

都道府県
各指定都市 障害児支援担当 御中
児童相談所設置市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定における放課後等デイサービスの
報酬区分の導入について（その 2）

障害保健福祉行政の推進につきましては、日々御尽力いただき厚く御礼申し上げ
ます。

平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定における放課後等デイサービスの報酬
区分の導入に係る取扱いについては、平成 30 年 2 月 13 日付事務連絡において、障
害児の状態の判定方法についてお示ししたところですが、これに関して、事業所の
報酬区分の判定方法等についても、以下のとおり事前にお示しいたしますので、御
了知の上、貴管内市区町村、関係機関等に周知徹底を図り、報酬改定の円滑な実施
に御協力お願ひいたします。

なお、本件についても、正式には、告示及び通知においてお示しすることを申し
添えます。

記

1. 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数について

(1) 報酬区分を判定する際に用いる障害児の数については、当該年度の前年度（毎
年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の
延べ利用人数を用いる。

放課後等デイサービスの報酬区分において、区分 1（1 の 1、1 の 2 を含む）
を算定するには、食事、排せつ、入浴及び移動のうち 3 以上の日常生活動作に
ついて全介助を必要とするもの及び指標に掲げる項目の欄の区分に応じ、その
項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の 0 点の欄から 2 点の欄までに当ては
めて算出した点数の合計が 13 点以上の障害児（以下「指標該当児」という。）
の当該年度の前年度の利用延べ人数を、上記の延べ利用人数で除して得た数が
50% 以上であること。

なお、この割合の算出に当たっては、小数点第 2 位以下を切り上げるものと
する。

(2) 多機能型事業所における報酬区分については、障害児の数を合算するのではなく、それぞれのサービスにおける障害児の利用延べ人数により算出すること。

例えば、児童発達支援 4 名、放課後等デイサービス 6 名の多機能型事業所の場合、6 名のうちの指標該当児の割合により、報酬区分を算定するものである。

(3) 新設、増改築等の場合の障害児の数については、

- ① 新設又は増改築等を行った場合に関して、前年度において 1 年未満の実績しかない場合（前年度の実績が全くない場合を含む。）の障害児の数は、新設又は増改築等の時点から 3 月未満の間は、新設又は増改築等の時点から体制届の提出までの間の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定することとし、新設又は増改築の時点から 3 月以上 1 年未満の間は、新設又は増改築の時点から 3 月における障害児の延べ利用人数により算出すること。
- ② 定員を減少する場合には、減少後の実績が 3 月以上あるときは、減少後 3 月における障害児の利用延べ人数により算出すること。
- ③ これにより難い合理的な理由がある場合であって、都道府県知事（指定都市又は児童相談所設置市においては、指定都市又は児童相談所設置市の市長）が認めた場合には、他の適切な方法により、利用者数を推定することができるものとする。

(4) 報酬区分の導入当初の措置として、平成 30 年 3 月 31 日時点において現に存する事業所にあっては、平成 30 年 4 月 1 日時点の在籍者数（契約者数）に占める指標該当児の割合により報酬区分を判定すること。また、導入後 3 月経過後は、3 月における障害児の延べ人数により算出すること。

2. その他の留意事項について

- (1) 報酬区分については、増改築等の特段の事情がない限り当該年度末まで同じ報酬区分を算定すること。
- (2) 障害児の状態の判定に当たっては、前回事務連絡でも示したとおり、支給決定期間が更新されるまでの間（平成 31 年 3 月 31 日まで）に限り、指標の判定に準ずる状態として市町村が認めた場合も指標該当児とみなす予定であるが、障害児の状態が当該指標より著しく乖離したものとならないよう配慮されたい。